

# 鳴門市一般廃棄物処理基本計画見直し支援業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成30年3月に「鳴門市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出量抑制、資源化率の向上を推進するとともに、生活環境及び自然環境の保全を図ってきた。

令和4年度は、策定から5年目にあたることから、各種法改正や新しく制定された法律、清掃・リサイクル事業を取り巻く様々な情勢の変化等を踏まえ、見直しを行うものである。

### 第2節 業務名

鳴門市一般廃棄物処理基本計画見直し支援業務

### 第3節 業務の場所

鳴門市全域

### 第4節 委託期間

契約締結日より、令和5年3月31日までとする。

### 第5節 業務の範囲

本仕様書の業務は以下の範囲とする。

1. 一般廃棄物処理基本計画の見直し支援
2. 上記に伴う必要資料の検討、作成及び説明

### 第6節 業務の適用範囲

本仕様書は、業務の遂行上の基本的内容について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類等または業務の性質上当然必要と思われるものについては、受託者の責任においてすべて行うものとする。

### 第7節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、本市が定める書類の他に下記の書類を提出し、本市の承諾を受けるものとする。また、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度本市の承諾を受けるものとする。

1. 業務着手届
2. 業務工程表
3. 業務実施計画書
4. 主任技術者届および経歴書

5. 業務完了届
6. その他必要な書類

#### 第8節 主任技術者及び主担当者

1. 受託者は、主任技術者及び主担当者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
3. 主任技術者及び主担当者は、技術的専門知識及び経験を有するものとし、主任技術者に関しては、本市の承諾を得なければならない。
4. 受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な数の技術者を配置しなければならない。

#### 第9節 中立性の義務と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏洩してはならない。

#### 第10節 再委託の禁止

受託者は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生じる権利義務を譲渡してはならない。

ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

#### 第11節 紛争防止

本業務遂行のために調査等で官地・民地及び関係施設等を調査する場合は、事前に本市担当者と協議し、当該施設等の管理者及び地域住民の了解を得る等の適切な措置をとり、決して紛争等を起こしてはならない。

万一、紛争等に伴い受託者の責によって支払わなければならない費用が生じた場合には、受託者の負担とする。

#### 第12節 疑義

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に記載のない内容について疑義がある場合には、その内容を本市に照会し、本市の指示に従い、その指示内容を十分了解したうえで業務を行うものとする。

#### 第13節 変更

提出図書作成途中、その内容に関して、本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び提出図書の内容によっては本業務を遂行することができない箇所が発見された場合は、提出図書に対する変更を受託者の責任において行うものとする。

また、本業務を遂行するにあたって変更の必要が生じた場合は、本市の定める契約事

項または指示に従い遂行するものとする。

#### 第14節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、貸出し可能な資料はこれを貸与する。但し、借り受ける場合は、そのリストを作成の上、本市担当者に提出し業務の完了時にリストとともに返却する。

#### 第15節 打合せ協議

業務の実施にあたって、受託者は本市担当者と密接な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せ協議の際、相互に確認しなければならない。

また、業務の主要な区切りにおいても、受託者は本市担当者と打合せ協議を行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

#### 第16節 関係官庁との協議

本市が関係官庁及び地元説明等の協議のために同行を必要とする場合、受託者は誠意をもってこれにあたりるとともに、諸手続き等についても、受託者の責任において適正に対応するものとする。

#### 第17節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、関係する法令規則、細則及び指針等を遵守すること。

#### 第18節 成果品の検査と業務の完了

受託者は、業務の完了に際し、成果品一式を納品し、本市担当者による成果品検査を受け、検査合格をもって本委託業務の完了とする。

また業務完了後、訂正、記載漏れ等の不備が発見された場合、関係機関からの資料提出及び内容変更等の要望に対しては、速やかに対応するものとする。

#### 第19節 成果品

本業務の成果品と必要部数は下記内容とする。

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| 1. 鳴門市一般廃棄物処理基本計画（紙媒体・A4版製本）  | 30部  |
| 2. 鳴門市一般廃棄物処理基本計画概要版（紙媒体・A4版） | 30部  |
| 3. 上記（1）（2）の電子媒体              | 1セット |
| 4. 収集資料その他委託者が指示するもの          | 1式   |

## 第2章 一般廃棄物処理基本計画の見直し支援業務

### 第1節 業務の目的

計画の見直しに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成28年9月 環廃対発第1609152号 環境省大臣官房・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定にあたっての指針について（平成2年10月 衛環第200号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」をはじめ、その他関係する法令及び通知等の内容に準拠し行うものとする。

また本業務において見直しを行う計画は、「徳島県廃棄物処理計画」における徳島県が推進する一般廃棄物処理計画の基本方針に従うものとする。

### 第2節 業務の内容

#### 1. ごみ処理基本計画の見直し

##### (1) 現計画における課題の整理及び総括

現計画における各事業の検証・評価を行い、課題を抽出することにより、計画の見直しにあたり、重点事項を明らかにすること。

##### 1) 策定に当たって整理すべき事項

- ①人口動態・分布
- ②市街地・集落等の動向
- ③産業の動向
- ④土地利用状況
- ⑤将来計画（開発計画）等
- ⑥市の総合計画等との関係

##### 2) ごみ処理の現状及び課題

本市のごみ処理に係る実績について整理する。

##### ①ごみ処理フロー

直近年の実績をフローチャート等で図示し、当該市町村のごみ処理システムを分かりやすい形で整理する。

##### ②ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営管理体制などを整理する。

##### ③ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状（組成、ごみの発熱量を含む）、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5年間の実績を把握・整理する。整理に当たっては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 平成25年4月改訂）」に基づいて実施すること。

④ごみ処理の評価

③で整理した実績をもとに、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行うものとする。

⑤課題の抽出

実績を整理した結果をもとに、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出する。

⑥現計画の総括

①～⑤の調査結果を踏まえ、現計画の総括を行うこと。

3) ごみ処理行政の動向

国や都道府県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村における動向等について整理する。

4) 計画策定の基本的考え方

①他の計画等との関係

関連法令や上位計画、本市の関連計画とごみ処理基本計画の関連を整理し、本市の廃棄物処理に関する基本的な方針を定める。

②計画対象地域

計画対象地域については、本市の区域内全域を対象とする。

③計画の範囲

計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理する。

④計画目標年次

計画目標年次は、現計画の目標年次とする

(2) ごみ処理基本計画の見直し

(1)において明らかとなった課題や先進事例等を踏まえ、廃棄物処理法第6条第2項の規定により、次の事項について定めるものとする。

1) ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに将来のごみの発生量及び処理量を予測する。予測の際には、地域の開発に関する計画を十分考慮することとする。

①人口及び事業活動等の将来予測

ア. 人口の将来予測

イ. 事業活動等の将来予測

②ごみ発生量の将来推計

ごみの排出の抑制、再生利用の促進について、家庭、事業所等における目標値を設定し、ごみ発生量を予測する。

2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

本市、住民及び事業者のそれぞれにおける役割分担を明確にするとともに、講ずべき方策を定める。

- 3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分  
再生利用を推進する観点等から、現状の分別収集区分をもとに定める。
- 4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項  
ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体を定める。また、処理の方法について、①収集・運搬計画、②中間処理計画（再生利用を含む。）及び③最終処分計画を定める。
- 5) ごみの処理施設の整備に関する事項  
既存施設を含む施設の種類ごとに処理能力、処理方法等を定める。
- 6) その他ごみの処理に関し必要な事項  
ごみ処理に関し必要な事項として、以下の項目について定める。
  - ①廃棄物減量化等推進審議会
  - ②事業者の協力
  - ③災害対策
  - ④不適正処理、不法投棄対策
  - ⑤法改正に伴う改正等

### (3) 施設整備計画

ごみ処理施設及びし尿処理施設を整備するための施設整備スケジュール及び財政計画に関して検討する。併せて地域循環型社会形成推進交付金の交付申請に必要となる事項についての記載をすること。

## 2. 生活排水処理基本計画の見直し

### (1) 現計画における課題の整理及び総括

現計画における各事業の検証・評価を行い、課題を抽出することにより、計画の見直しにあたり、重点事項を明らかにすること。

#### 1) 地域特性の把握

- ①人口動態・分布
- ②市街地・集落等の動向
- ③産業の動向
- ④土地利用状況
- ⑤将来計画（開発計画）等
- ⑥市の総合計画等との関係

※ごみ処理基本計画で記述した場合は省略する。

#### 2) 生活排水処理の実態

本市の生活排水処理の実態を把握するため、既存資料及び実態調査を基に、生活排水処理状況及び水質保全に関する地域の特徴や当該地域の水質の現状について実態を把握する。

- ①生活排水処理施設の整備状況
- ②水環境、水質保全に関する状況

### 3) 現計画の総括生活排水処理の実態

1) 及び2) の査結果を踏まえ、現計画の総括を行うこと。

## (2) 基本方針

生活排水処理に係る本市の特性等を踏まえ、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の観点から、生活排水処理に係る理念、達成目標、及び生活排水処理施設整備の基本方針を記述する。

- ①生活排水処理に係る理念、目標
- ②生活排水処理施設の基本方針

## (3) 目標年次

計画目標年次は、現計画の目標年次とする。

## (4) 生活排水の排出の状況

将来の生活排水の排出状況を推測するために、生活排水処理の方法、処理形態別人口の推移、収集・運搬の状況、し尿・浄化槽汚泥の排出状況、性状を把握する。

- ①生活排水処理の流れと処理内容
- ②処理形態別人口の推移（過去5年）
- ③収集・運搬の状況
- ④し尿、浄化槽汚泥の排出状況、性状の推移（過去5年）
- ⑤課題の抽出

## (5) 処理主体

目標年次における生活排水の種類別、処理の区分別に基本方針にそって処理主体を記述する。

## (6) 生活排水処理基本計画の見直し

過去のし尿処理実績人口から目標年次までの人口を推計する。また、基本方針に沿って目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図り内容を定める。また、計画を実現するために今後講ずる施策を生活排水の種類別に記述する。

- 1) 将来人口、計画収集人口の推計
- 2) 生活排水の処理計画
  - ①処理の目標
  - ②生活排水を処理する区域及び人口等
    - ・合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等
    - ・コミュニティプラントで処理する区域及び人口等
    - ・下水道で処理する区域及び人口等

- ・その他
- ③施設及びその整備計画の概要
  - ・合併処理浄化槽
  - ・コミュニティプラント
  - ・その他
- 3) し尿・汚泥の処理計画
  - ①排出抑制・再資源化計画
  - ②収集・運搬計画
  - ③中間処理計画
  - ④最終処分計画
- 4) その他
  - ①住民に対する広報・啓発活動
  - ②地域に関する諸計画との関係

### 3 市民参加手続

市民参加手続のうち、一般家庭を対象としたアンケート調査の支援を行う。業務の概要及び具体的な業務の内容は、次のとおりである。

#### (1) アンケート調査

##### 1) 調査の概要

###### ①標本数

市内に住所を有する住民のうち、満20歳以上の男女700人を無作為に抽出する。

なお、抽出作業については本市が行い、調査票郵送用のタックシールと対象者一覧表を提供する。

###### ②実施期間

調査の実施期間は、発送日から10日～2週間程度を回答期間として設定し、督促状(兼礼状)の追送は行わないものとする。

###### ③調査票等の印刷

調査票、返信用封筒及びそれらを発送する封筒については、すべて受託者の負担において印刷発注を行うものとする。

###### ④発送・返送に係る郵送事務等

調査票の発送・返送に係る郵送の手続については、すべて受託者の負担において行うものとする。また、郵送料金についても、すべて受託者が負担する。

##### 2) 業務の内容

###### ①調査票の検討・制作支援

調査票について、質問項目等の内容に関する検討を行い、設計・制作を支援する。

###### ②回答データのとりまとめ・分析



返送されてきた調査票について、回答の内容や傾向を整理・分析・把握する。

③回答データの分析及び調査報告書の作成

回答データの分析・調査結果について、結果報告書を取りまとめ、本業務の最終成果物である一般廃棄物処理基本計画とは別に先行して提出する。

提出物については、A 4 製本物（ホッチキス留めのみの簡易製本でも可）を 5 部、電子データ（Microsoft Word 及び Microsoft Excel で作成されたもの及びその PDF ファイルとする。）を格納した CD-R とする。